

# 大阪府立柴島高等学校PTA規約

## 第1章 名称

第1条 本会は大阪府立柴島高等学校PTAと称し、事務所を同校内におく。

## 第2章 目的

第2条 本会は会員相互に協力し、学校と家庭および地域社会との連絡を密にして、生徒の福祉を増進することを目的とする。

## 第3章 方針

第3条 本会は前条の目的達成をめざして、社会教育関係団体として活動し、特定の政党・宗教に偏する行為を行わず、またいかなる団体の支配干渉も受けない。学校の人事その他、管理に干渉しない。

## 第4章 事業

第4条 本会は目的達成のため次の事業を行なう。

- (1) 学校および家庭における教育の理解とその振興。
- (2) 生徒の育成と福祉の増進。
- (3) 教育環境の整備拡充。
- (4) 会員相互の親睦と研修。

## 第5章 会員

第5条 本会の会員は、第2条の目的に賛同する本校に在籍する生徒の保護者ならびに校長、教頭および教職員とする。

## 第6章 会計

第6条 (1) 本会の経費は、会費・寄付金および雑収入をもってこれにあてる。  
(2) 会費は年額 3,000円とする。  
(3) 本会の経理は総会において承認された予算に基づいて行われ、決算は会計監査を経て総会に報告、承認を受けなければならない。  
(4) 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 第7章 役員

第7条 (1) 本会には次の役員を置く。  
① 会長 1名  
② 副会長 2～3名  
③ 書記 2～3名 (内に教職員を含む)  
④ 会計 2名 (内1名は事務長)  
(2) 役員任期は1年とし、再任が妨げない。  
(3) 役員選出方法は別に定める。

## 第8章 役員の仕事

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。  
(1) 会長は本会を代表し、総会および実行委員会を招集する。また必要ある場合は諸種の会合に本会の代表者として出席する。  
(2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合にはその代理をつとめる。  
(3) 書記は総会ならびに実行委員会および各委員会の議事を記録し、各種の会合について通知する。  
(4) 会計は本会に関する会計を処理し、総会において予算・決算の説明報告をする。

## 第9章 会計監査委員会

第9条 会計監査委員会  
(1) 会計監査委員会には委員長のほか、委員長が委嘱した1～2名の委員を置く。  
(2) 会計監査委員会はその年度の会計を監査し、全会員にその結果を報告する。  
(3) 会計監査委員長の選出は役員選出の方法に準じて行う。  
(4) 会計監査委員長は実行委員会に出席して意見を述べるができる。  
(5) 会計監査委員の任期は1年とし、再任が妨げない。

## 第10章 総会

第10条 総会は毎年度1回とし、原則として年度当初に開き会長がこれを招集する。  
(1) 臨時総会は実行委員会の承認を得て開くことができる。  
(2) 総会の定足数は会員数の5分の1以上とする。ただし、委任状を有効とする。  
(3) 総会における決議は出席全員の多数決による。  
(4) 非常時等、役員会及び実行委員会にて総会開催が困難であると判断された場合、書面もしくはオンラインによって議決とすることができる。

## 第11章 実行委員会

第11条 会務の運営のため、実行委員会を設ける。

- (1) 実行委員会は役員、各種委員会の委員長および校長・教頭をもって構成し、会長が議長となる。
- (2) 実行委員会は会務の運営企画、総会の議案の整理検討、総会議決事項の執行、その他総会の議決により委任された事項の処理にあたる。
- (3) 実行委員会は例会をすくなくとも毎学期1回以上開くものとする。
- (4) 予算の編成および会計執行の承認。
- (5) PTA財産の管理及び新規調達作業の推進。
- (6) 各委員会活動に対する財政上の適切な助言・協働。

## 第12章 各種委員会

第12条 本会の目的を達成するため、次の委員会を設ける。

### ① 学年委員会

保護者より選出し、文化祭におけるPTA企画活動など、学校行事や式典における諸活動の主導を務める。

### ② 広報委員会

会員に対し、情報の伝達、意見の交換につとめる。また、必要に応じ地域社会ならびに関係諸機関に対する広報にあたる。

### ③ 文化委員会

生徒および会員の教養を高めるための研究活動および文化活動を実施する。

### ④ 保健体育委員会

生徒および会員の保健衛生活動ならびに体育の向上をはかる。

### ⑤ 人権委員会

生徒および会員の人権意識を高めるための活動を実施する。

### ⑥ 施設委員会

生徒の学習環境の整備につとめ、学校施設の強化充実をはかる。

## 第13章 安全互助会

第13条 本会は大阪府立高等学校安全互助会に加入するものとする。

## 第14章 規約改正

第14条 この規約は総会において、出席会員の3分の2以上の賛成により改正することができる。

付則

- (1) 本会は元役員の子の卒業後も参与としてとどまり、会長の相談役を引受けることができる。
- (2) この規約は1979年1月26日より実施する。
- (3) この規約は1993年4月1日より実施する。
- (4) この規約は2010年4月1日より実施する。
- (5) この規約は2013年4月1日より実施する。
- (6) この規約は2017年4月1日より実施する。
- (7) この規約は2019年4月1日より実施する。
- (8) この規約は2021年4月1日より実施する。
- (9) この規約は2023年4月1日より実施する。
- (10) この規約は2024年4月1日より実施する。

## 役員選出の細則

第1条 役員を選出を行なうときは候補者指名委員会を設ける。

第2条 指名委員会は次のものをもって構成する。

(1) 翌年度に役員の対象とならないPTA保護者複数名と、本校教員とで構成する。

(2) 指名委員会から互選により委員長を選出する。

第3条 指名委員会は候補者を指名して選挙1週間前に公示する。ただし、候補者の承認を要する。

第4条 会員はだれでも役員に立候補できるが、その場合は選挙の2日前までに指名と立候補の役員名を書面で指名委員会に届け出る必要がある。ただし、指名委員は役員および会計監査委員長の候補者となることはできない。

第5条 選挙は指名委員会が選挙事務の一切を行う。その方法は次のとおりである。

(1) 対立候補者のない場合は、指名委員会によって指名された候補者について承認を求める。

(2) 対立候補者のある場合は、総会において出席した会員の無記名投票により選出される。

第6条 会長に欠員の生じたときは、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。

第7条 会長以外の役員及び会計監査委員に欠員の生じたときは、実行委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第8条 各委員会の招集・選出については緊急時においては役員会、実行委員会の承認を経て、特例を設けることができる。その際は文書ならびにHP、ブログ等で会員に周知することとする。

第9条 この細則は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

# PTA役員等交通費支給基準

第1条 次に掲げる会議、活動等に参加した役員等に対しては、これに要した交通費を支給する。

- (1) 総会、役員会、実行委員会
- (2) 会計監査
- (3) 保健委員会
- (4) 文化祭等の準備

第2条 次に掲げる会議等に参加した役員に対しては、これに要した交通費を支給する。遠隔地開催の会議の場合など参加するために宿泊する必要がある場合は、これに要した宿泊費についても支給する。

- (1) PTA全国大会
- (2) PTA近畿大会
- (3) その他PTA団体が主催する会議、研究会等

## 慶弔費・見舞金その他の一覧表

職員	死亡	本	人	10,000円
保護者	死亡	本	人	10,000円
		生	徒	10,000円
※不慮の災害・傷害その他特別の場合は、その都度協議の上決定する				